



J I S 改正の適用にともなうコンクリートの品質管理基準の取り扱いについて（通知）

技術基準の種類：技術管理
通知日：平成 7 年 3 月 1 7 日

管第 8 7 8 号
平成 7 年 3 月 1 7 日

部内各課長殿
各土木事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

J I S 改正の適用にともなうコンクリートの品質管理基準の取り扱いについて（通知）

レディーミクストコンクリートを初めとするコンクリート関係の J I S は、平成 5 年 3 月に改正され「従来単位及び数値は平成 7 年 4 月 1 日から S I 単位及び数値に切り換える。」こととされています。
この S I 単位及び数値の切り替えが適用されることにともない、コンクリートの品質管理等は S I 単位（国際単位）によることとし、土木工事施工管理基準の内品質管理基準等の従来単位による規格は S I 単位による規格に読み替えるとともに、従来単位による数値は S I 単位による数値に換算することとしますので、平成 7 年 4 月 1 日から適用してください。

また、これにともなう取り扱いを下記のとおりとしますので、貴課、貴所職員に周知してください。

記

- 1 平成 7 年 3 月 3 1 日までに発注される工事での取り扱い
 - (1) 平成 7 年 4 月 1 日以降打設するコンクリート
 - ア すべて S I 単位による品質管理とする。
 - イ 従来単位による規格で発注されているもの（レディーミクストコンクリート等）については、S I 単位による規格に読み替えることとする。
 - ウ 承諾願又は使用届が 4 月 1 日までに提出されている場合は、打設日までに J I S に従った S I 単位による承諾願又は使用届を提出し、監督員の承諾を得ることとする。
 - (2) 平成 7 年 3 月 3 1 日までに打設するコンクリート
 - ア 従来単位により品質管理することを基本とし、平成 7 年 4 月 1 日以降の試験結果については、S I 単位に換算した値を（ ）書きで表示し管理する。
 - イ 打設するコンクリートの大部分が平成 7 年 4 月 1 日以降となる工事等これによりがたい場合、監督員と請負者協議の上、S I 単位により品質管理し、従来単位を（ ）書きで表示することとする。
- 2 平成 7 年度のレディーミクストコンクリートの使用承諾時における配合報告書及び添付資料等 J I S に従った S I 単位によることとする。
- 3 その他
(財)鳥取県建設技術センターの試験結果は、平成 7 年 4 月 1 日から当分の間、S I 単位と従来単位が併記されます。